

令和8年8月14日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称： 舞洲工場屋上防水改修工事

大阪広域環境施設組合

番号	質 問 事 項	回 答
1	「事後審査型制限付一般競争入札の執行について」の別表「建設業許可区分に関する事項」には、 ・ 予定価格1億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。と記載されています。 一般建設業許可業者として、設計図書等に基づき自社積算した結果、予定価格が1億円（税込）以上となることが想定される場合は、建設業許可区分の要件を満たさないものとして入札を見合わせるべきものであり、その上で仮に当該案件に入札し、開札の結果、予定価格が1億円（税込）以上で落札候補者となった場合は、地域要件を満たさない場合と同様に、建設業許可区分の要件を満たさないものとして入札参加資格がないものと判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。